



## 健康安全について

### 1 ご家庭へのお願い

#### ★健康ながらで、学校生活をスタート

むし歯・・・乳歯のむし歯だからといってそのままにしておくと、永久歯の発育に影響を与えます。また、6才臼歯が生える時期です。はじめての大人の歯は、むし歯になりやすいので気をつけるようお願いします。

※食べたら、みがく習慣を付けましょう。2年生くらいまでは、みがいた後の点検をしてあげてください。

鼻 炎・・・風邪の影響、副鼻腔炎、アレルギーなどの原因が考えられます。  
適切な治療を受けてください。

耳 堀・・・家庭でとれない場合は、耳鼻科を受診するようお願いします。

☆就学時健康診断の結果、疾病があったり、精密検査を勧められたりした方は、医師の治療・指導を受けてください。

#### ★早寝早起き・朝ごはん・外遊びの生活習慣を身に付けてください

- (1) 寝る時刻・起きる時刻を決めた睡眠の習慣を付けさせましょう。
- (2) 洗顔、歯磨きの習慣を付けさせましょう。
- (3) 手洗いうがい（食事前・用便後・帰宅後）の習慣を付けさせましょう。
- (4) 爪は曜日を決めて、切るようにしましょう。
- (5) 朝、用便をする習慣を付けさせましょう。
- (6) 朝食は、必ずとるようにしましょう。  
朝食がとりにくい時にも、みそ汁・牛乳・スープ・ヨーグルト・バナナ・おにぎりなど工夫して、少しでもお腹に入れて、登校するようにさせてください。

### 2 既往症と緊急連絡先

- (1) 病気やアレルギーなど特別な症状がある場合には、必ずお知らせください。
- (2) 通院治療、定期的な検査を行っている場合には、病院名や内容などについて具体的にお知らせください。
- (3) 「保健調査票」に緊急時の連絡先を明確にしておいてください。お勤めの方は、勤め先の電話番号、あるいは携帯電話の番号もご記入ください。  
連絡先が変わる場合には、必ず担任にお知らせください。
- (4) かかりつけ医がある場合は、必ず記入をお願いします。

### 3 欠席・遅刻・早退をする場合

- (1) 朝の健康観察をして、登校させましょう。子供が登校を望んでいても、保護者の方が見て、状態の悪いときは、無理をさせないようにしましょう。
  - 顔色・表情はどうか。
  - 食事はいつものように食べたか。
  - 疲れた様子はないか。
- (2) 「頭痛」「気持ちが悪い」など不調を訴えたときは、特によく様子をみてあげてください。
- (3) 欠席・遅刻・早退をする場合は、学校連絡・情報共有システム「COCOO」への入力か、連絡帳及びお電話での連絡をお願いします。「COCOO」の使用方法については、別途お知らせいたします。
- (4) 早退する場合は、安全確保のため、必ず家の人人が迎えにきてください。また、遅刻の場合も、必ず家の人人が学校まで送ってください。

### 4 病気や怪我をした場合

- (1) 保健室では、健康診断、発育測定、保健指導、健康相談、学校内で起きた怪我や一時的な病気に対しての応急手当をします。（診断・治療や薬を飲ませることはできません。）
- (2) 軽い頭痛や腹痛等は、保健室でしばらく休養させて様子を見ますが、回復しない場合は、ご家庭に連絡し、帰宅途中の事故（交通事故・誘拐等）を防ぐため保護者に迎えに来てもらいます。
- (3) 大きな怪我や緊急を要する事故が起こった場合は、すぐにご家庭に連絡し、原則として保護者立ち会いで、病院の治療を受けます。その際には、必ず保険証を持参して学校またはお知らせした病院にお越しください。
- (4) 緊急を要しない場合は、保健室で応急手当をしますが、その後の治療はご家庭または、医療機関で行ってください。  
(学校での怪我で医療機関にかかる時は学校にお知らせください。)

### 5 日本スポーツ振興センターについて

学校管理下での負傷等で医療行為を受けた場合、「子ども医療証」を使用しないで、センターの災害給付制度が優先となります。

原則として学校管理下のけが等には、「子ども医療証」を使用することができます。受診の際は、医療機関の窓口に健康保険証のみを提示し、内容を伝え、現金支払いをして、日本スポーツ振興センターの手続き用紙を提出してください。

医療費が5,000円以上（自己負担が1,500円程度）の場合が対象です。

- (1) 必要書類は学校にあります。医療機関等で記入していただくものと、ご家庭で記入するものがあります。記入がすんだら学校に提出してください。
- (2) 学校で必要な手続きをして区に請求します。医療費の給付までには、2ヶ月ほどかかります。給付金は、給食費の口座に振り込みます。
- (3) 医療費が5,000円以下で治療が済んだ場合は、「墨田区学童災害共済」の対象になることがあります。別の書類が必要になりますので、その際は学校にお知らせください。

## 6 学校での健康診断

- (1) 学校では、学校保健安全法に基づき、児童が心身ともに健康で、よりよい学校生活が送れるよう、定期健康診断と臨時健康診断を実施します。
- (2) 定期健康診断は、4月から6月中に実施します。臨時健康診断は、宿泊行事前検診、歯科再検査等を実施します。
- (3) 結果は、「健康カード」や「各健診結果のおしらせ」でお伝えします。健康診断に関する提出物は、期日を守って出していただくようご協力をお願いします。

## 7 感染症と出席停止について

- (1) 感染症にかかった場合、医師の許可があるまで登校できませんので、学校に連絡をしてください。感染症は完全に治してから登校しましょう。
- (2) 感染症でお休みをする場合は、「出席停止」扱いになります。休んでも欠席にはなりません。
- (3) 医師から学校にいってもよいという許可が出たら、登校の際に「出席停止のお知らせ」の「登校届」をご家庭で記入し、学校に提出してください。  
出席停止に関する連絡票は学校にあります。また、学校のホームページからダウンロードすることもできます。  
(学校のホームページ→スクールライフ→保健室より→感染症)

### ☆主な感染症（学校保健安全法による）

- |                  |                           |
|------------------|---------------------------|
| ・インフルエンザ         | ・腸管出血性大腸菌感染症（O-157 等）     |
| ・百日咳             | ・細菌性下痢                    |
| ・流行性耳下腺炎（おたふくかぜ） | ・流行性角結膜炎                  |
| ・風疹（三日はしか）       | ・急性出血性結膜炎                 |
| ・水痘（みずぼうそう）      | ・コレラ、腸チフス、パラチフス           |
| ・咽頭結膜熱（プール熱）     | ・その他の感染症                  |
| ・麻疹（はしか）         | （溶連菌感染症、マイコプラズマ肺炎、手足口病など） |
| ・結核              |                           |
| ・髄膜炎菌性髄膜炎        |                           |
| ・新型コロナウイルス感染症    |                           |

## 8 学校医の紹介

内科	揚	志成先生	立花5-26-8	☎ 3612-3475
歯科	野口	英昭先生	立花5-24-11	☎ 3614-0418
眼科	高橋	英樹先生	押上1-15-3	☎ 5610-4332
耳鼻科	大西	正樹先生	立花1-23-2-207	☎ 3613-8733
薬剤師	清水	稔先生	横川3-1-8	☎ 3625-4193

